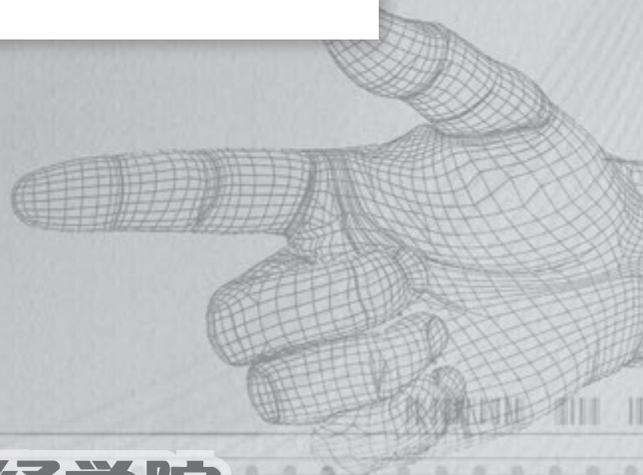


令和2年度
司法書士

本試験問題
と詳細解説



 東京法経学院

R 〈公益社団法人 日本複製権センター 委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人 日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://www.jrcc.or.jp> メール：info@jrcc.or.jp 電話03-3401-2382〉

「令和2年度司法書士本試験問題と詳細解説」の発刊にあたって

令和2年度司法書士試験が、令和2年9月27日（日）に実施されました。

司法書士試験の出願者数は、平成22年度の33,166人をピークに毎年減少傾向にあり、今年度の出願者数も14,431人となり、対前年比2,380人の減少となりました。

この中で上位600名前後の選ばれた方のみが合格という栄冠を勝ち取ります。

令和2年度に筆記試験を受験された皆様は、これまでの学習成果を十分に発揮され、全力を尽くされたこととは思いますが、自己の成績を正確に把握するとともに、実施された筆記試験を分析・復習する必要があります。また、次年度以降、司法書士試験を目指される皆様には、令和2年度の本試験の出題傾向並びに、その問題レベル等を知ることは、今後の学習の手がかりをつかむうえで必須作業です。

本書は、令和2年度司法書士筆記試験の択一式70問・記述式2問の全問題並びにその解答番号・解答例とポイント解説を掲載しておりますので、令和2年度試験の検討並びに次年度試験対策資料として、幅広くご活用いただけます。

令和2年10月

東京法経学院 編集部

(注) 本書は、令和2年度司法書士筆記試験に出題された問題をベースに、解答等を加えて編集した当社のオリジナル出版物です。収録されている問題・解説・解答例等について、無断で複製・複写することを固く禁じます。

令和2年度 司法書士 本試験問題と詳細解説

目次

| | |
|----------------------|---|
| 択一式解答番号・出題のテーマ | 6 |
| 受験データ | 8 |

【問題編】

| | |
|-----------------|-----|
| 午前の部 | 11 |
| 午後の部 | 49 |
| 記述式問題答案用紙 | 116 |

【解説編】

| | |
|-------------------|-----|
| 午前の部 | 123 |
| 憲法 民法 刑法 商法・会社法 | |
| 午後の部 | 173 |
| 民事訴訟法・民事保全法・民事執行法 | |
| 司法書士法 供託法 不動産登記法 | |
| 商業登記法 | |
| 不動産登記（記述式） | 226 |
| 商業登記（記述式） | 239 |

令和2年度 司法書士試験 択一式解答番号・出題のテーマ一覧
【午前の部】

| 科目 | 問題番号 | 解答 | 難易度 | 問題形式 | 出題のテーマ |
|--------|------|----|-----|------|------------------|
| 憲法 | 第1問 | 3 | ★☆☆ | B | 表現の自由 |
| | 第2問 | 4 | ★☆☆ | B | 法定の手続の保障等 |
| | 第3問 | 4 | ★☆☆ | B | 司法権の範囲・限界 |
| 民法 | 第4問 | 5 | ★☆☆ | B | 不在者の財産の管理及び失踪の宣告 |
| | 第5問 | 5 | ★☆☆ | B | 無権代理と相続 |
| | 第6問 | 3 | ★☆☆ | B | 条件と期限 |
| | 第7問 | 4 | ★☆☆ | B | 不動産の物権変動 |
| | 第8問 | 4 | ★☆☆ | B | 占有 |
| | 第9問 | 4 | ★☆☆ | B | 相隣関係 |
| | 第10問 | 2 | ★☆☆ | B | 共有 |
| | 第11問 | 5 | ★☆☆ | B | 不動産保存の先取特権 |
| | 第12問 | 4 | ★☆☆ | B | 不動産質権 |
| | 第13問 | 4 | ★☆☆ | B | 抵当権全般 |
| | 第14問 | 2 | ★☆☆ | B | 根抵当権 |
| | 第15問 | 5 | ★★☆ | B | 譲渡担保権 |
| | 第16問 | 4 | ★★★ | B | 保証人に対する情報提供義務 |
| | 第17問 | 5 | ★★★ | B | 定型約款 |
| | 第18問 | 5 | ★☆☆ | B | 解約手付 |
| | 第19問 | 1 | ★☆☆ | B | 消費貸借契約 |
| | 第20問 | 5 | ★☆☆ | B | 親権者等 |
| | 第21問 | 3 | ★☆☆ | B | 成年後見制度 |
| | 第22問 | 1 | ★☆☆ | B | 相続の承認及び放棄 |
| | 第23問 | 4 | ★☆☆ | B | 遺言 |
| 刑法 | 第24問 | 5 | ★☆☆ | B | 責任 |
| | 第25問 | 2 | ★☆☆ | B | 未遂 |
| | 第26問 | 2 | ★☆☆ | B | 詐欺罪 |
| 商法・会社法 | 第27問 | 2 | ★☆☆ | B | 発起人等の責任 |
| | 第28問 | 1 | ★☆☆ | B | 公開会社における募集株式の発行 |
| | 第29問 | 4 | ★☆☆ | B | 取締役の任期 |
| | 第30問 | 2 | ★☆☆ | B | 監査役会設置会社の会計監査人 |
| | 第31問 | 3 | ★☆☆ | B | 株式会社の解散及び清算 |
| | 第32問 | 5 | ★☆☆ | B | 持分会社 |
| | 第33問 | 4 | ★☆☆ | B | 株式と社債との異同 |
| | 第34問 | 2 | ★★☆ | B | 吸収分割 |
| | 第35問 | 3 | ★★★ | B | 匿名組合 |

*難易度は、★☆☆＝易、★★☆＝やや難、★★★＝難を示しています。

出題形式は、A＝正誤問題、B＝組合せ問題を示しています。

【午後の部】

| 科目 | 問題番号 | 解答 | 難易度 | 問題形式 | 出題のテーマ |
|--------|------|-----|-----|-------|-------------------------------------|
| 民訴 | 第1問 | 4 | ★☆☆ | B | 送達 |
| | 第2問 | 1 | ★☆☆ | B | 弁論主義 |
| | 第3問 | 4 | ★☆☆ | B | 争点及び証拠の整理手続の比較 |
| | 第4問 | 4 | ★☆☆ | B | 証拠保全 |
| | 第5問 | 5 | ★★☆ | B | 既判力 |
| 民保 | 第6問 | 5 | ★☆☆ | B | 保全命令 |
| 民執 | 第7問 | 4 | ★☆☆ | B | 民事執行全般 |
| 司士 | 第8問 | 5 | ★☆☆ | B | 司法書士の業務を行うことができない場合 |
| 供託法 | 第9問 | 1 | ★☆☆ | B | 電子情報処理組織による供託の手続 |
| | 第10問 | 5 | ★☆☆ | B | 弁済供託 |
| | 第11問 | 3 | ★☆☆ | B | 担保(保証)供託 |
| 不動産登記法 | 第12問 | 4 | ★☆☆ | B | 常に付記登記によってする登記 |
| | 第13問 | 3 | ★☆☆ | B | 前提登記の要否 |
| | 第14問 | 5 | ★☆☆ | B | 代位による登記 |
| | 第15問 | 4 | ★☆☆ | B | 添付情報 |
| | 第16問 | 3 | ★☆☆ | A | 住所を証する情報 |
| | 第17問 | 2 | ★★☆ | B | 登記名義人の氏名又は住所についての変更の登記又は更正の登記 |
| | 第18問 | 5 | ★☆☆ | B | 持分放棄による登記 |
| | 第19問 | 2 | ★☆☆ | B | 相続による登記 |
| | 第20問 | 1 | ★☆☆ | B | 一定の期間又は期日を登記事項とする権利の登記 |
| | 第21問 | 3 | ★☆☆ | B | 抵当権の登記 |
| | 第22問 | 1 | ★☆☆ | B | 処分禁止の登記 |
| | 第23問 | 5 | ★☆☆ | B | 仮登記の可否 |
| | 第24問 | 1 | ★☆☆ | B | 単独申請に係る登記の分類 |
| | 第25問 | 4 | ★☆☆ | B | 審査請求 |
| | 第26問 | 5 | ★★☆ | B | 利益相反行為についての承認を証する情報 |
| 第27問 | 1 | ★☆☆ | B | 登録免許税 | |
| 商業登記法 | 第28問 | 4 | ★☆☆ | B | 商業登記制度 |
| | 第29問 | 5 | ★☆☆ | B | 株式会社の役員等の変更の登記 |
| | 第30問 | 5 | ★★☆ | B | 会社法上の公開会社でない株式会社における募集株式の発行による変更の登記 |
| | 第31問 | 3 | ★☆☆ | B | 株式会社の資本金の額の変更の登記 |
| | 第32問 | 2 | ★☆☆ | A | 解散した株式会社又は特例有限会社及び合同会社の登記の比較 |
| | 第33問 | 1 | ★★☆ | B | 株式会社の組織再編の登記 |
| | 第34問 | 3 | ★★☆ | B | 持分会社の登記 |
| | 第35問 | 3 | ★★★ | B | 各種法人の登記 |

◆ 受験データ

I 令和2年度の出願状況について

令和2年度司法書士試験の出願者数は昨年度に比して2,380人減、増減率で14.2%減の14,431人となった。

II 過去5年間の出願者数及び合格者数等の変遷

| 年度 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 出願者数 (人) | 21,754 - 2,784 | 20,360 - 1,394 | 18,831 - 1,529 | 17,668 - 1,163 | 16,811 - 857 |
| 合格者数 (人) | 707 - 52 | 660 - 47 | 629 - 31 | 621 - 8 | 606 - 14 |
| 合格率 (%) | 3.2 + 0.1 | 3.2 ± 0 | 3.3 + 0.1 | 3.5 + 0.2 | 3.6 + 0.1 |

III 過去3年間の合格基準点

| 年度 | 合格基準点 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成29年度 | 満点280点中207.0点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中72点、記述式問題については、満点70点中34.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。 |
| 平成30年度 | 満点280点中212.5点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中78点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中72点、記述式問題については、満点70点中37.0点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。 |
| 令和元年度 | 満点280点中197.0点以上 午前の部の多肢択一式問題については、満点105点中75点、午後の部の多肢択一式問題については、満点105点中66点、記述式問題については、満点70点中32.5点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。 |

令和2年度
司法書士試験

問題編▶

午前の部 問題

憲 法
民 法
刑 法
商法・会社法

午後の部 問題

民事訴訟法
民事保全法
民事執行法
司法書士法
供託法
不動産登記法
商業登記法
不動産登記記述式
商業登記記述式

午前の部 問題

第1問 表現の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 公務員及びその家族が私生活を営む場所である集合住宅の共用部分及び敷地に管理権者の意思に反して立ち入ることは、それが政治的意見を記載したビラの配布という表現の自由の行使のためであっても許されず、当該立入り行為を刑法上の罪に問うことは、憲法第21条第1項に違反するものではない。

イ 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書について、自動販売機への収納を禁止し、処罰する条例の規制は、成人に対する関係では、表現の自由に対する必要やむを得ない制約とはいえないものとして、憲法第21条第1項に違反する。

ウ 様々な意見、知識、情報に接し、これを撰取することを補助するためにする筆記行為の自由は、憲法第21条第1項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない。

エ 集会の用に供される公共施設につき、公の秩序を乱すおそれがある場合には使用を許可してはならないとする条例の規制は、「公の秩序を乱すおそれがある場合」について、集会の自由を保障することの重要性よりも、集会の開催により人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解釈し、その危険の程度としては、明らかな差し迫った危険が発生することが具体的に予見されることが必要であると解する限り、憲法第21条第1項に違反するものではない。

オ 一定の記事を掲載した雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法第21条第2項前段が絶対的に禁止する検閲に該当するものであり、許されない。

(参考)

憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第2問 法定の手續の保障等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 「何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない。」とし、その違反者に対して刑罰を科す条例について、「淫行」の意義を青少年に対する性行為一般をいうものと解釈することは、通常の判断能力を有する一般人の理解に適うものであり、処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえないから、この条例は憲法第31条に違反しない。

イ 被告人以外の第三者の所有物の没収は、被告人に対する付加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、当該第三者についても告知、弁解、防御の機会を与えることが必要であり、その機会なくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手續によらないで財産権を侵害する制裁を科することにほかならないから、憲法第31条に違反する。

ウ 刑事裁判において、証人尋問に要する費用、すなわち証人の旅費、日当等は、全て国家がこれを支給すべきものであり、刑の言渡しを受けた被告人に訴訟費用としてその全部又は一部を負担させることは、憲法第37条第2項に違反する。

エ 個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、裁判の遅延から被告人を救済する方法を具体的に定める法律が存在しなくても、憲法第37条第1項に基づいて、その審理を打ち切ることが認められる。

オ 憲法第31条の定める法定手續の保障は、刑事手續に関するものであるから、行政手續は、同条による保障の枠外にある。

(参考)

憲法

第31条 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手續により証人を求める権利を有する。

3 (略)

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

令和2年度
司法書士試験

解説編

午前の部 解説

憲 法
民 法
刑 法
商法・会社法

午後の部 解説

民事訴訟法
民事保全法
民事執行法
司法書士法
供託法
不動産登記法
商業登記法
不動産登記記述式
商業登記記述式

1 解説編における条文の表記（略記）

本文カッコ書きの法条数については、条数はアラビア数字によって、項数はローマ数字によって、号数は丸囲みの数字によって略記した。

（例）民111 I ①=民法第111条第1項第1号

2 解説編における主な法令等の略記

| 本文中の表記 | 法令名 |
|---------|-------------------------|
| (一般法人○) | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 |
| (会○) | 会社法 |
| (会施規○) | 会社法施行規則 |
| (供託規○) | 供託規則 |
| (供託○) | 供託法 |
| (刑○) | 刑法 |
| (憲○) | 憲法 |
| (裁○) | 裁判所法 |
| (司書○) | 司法書士法 |
| (司書規○) | 司法書士法施行規則 |
| (商○) | 商法 |
| (商登○) | 商業登記法 |
| (商登規○) | 商業登記規則 |
| (信託○) | 信託法 |
| (人訴○) | 人事訴訟法 |
| (整備○) | 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 |
| (登録税○) | 登録免許税法 |
| (破○) | 破産法 |
| (不登○) | 不動産登記法 |
| (不登令○) | 不動産登記令 |
| (不登規○) | 不動産登記規則 |
| (民○) | 民法 |
| (民執○) | 民事執行法 |
| (民訴○) | 民事訴訟法 |
| (民保○) | 民事保全法 |
| (民保規○) | 民事保全規則 |

午前の部 解説

憲法

第1問 正解▶ 3 難易度 ★☆☆

本問は、表現の自由に関する出題である。

ア 正しい。各室玄関ドアの新聞受けに政治的意見を記載したビラを投かんする目的で公務員宿舎である集合住宅の敷地等に管理権者の意思に反して立ち入った行為をもって刑法第130条前段の罪に問うことが、憲法第21条第1項に違反しないかが問題とされた事案において、最高裁（最判平成20・4・11）は、「確かに、表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない、被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使といえることができる。しかしながら、憲法第21条第1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないといふべきである（最判昭和59・12・18参照）。本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために「人の看守する邸宅」に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に入出入りすることができる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためとはいえ、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私的生活を営む者の私生活の平穩を侵害するものといわざるを得ない。したがって、本件被告人らの行為をもって刑法第130条前段の罪に問うことは、憲法第21条第1項に違反するものではない。このように解することができることは、当裁判所の判例（最大判昭和43・12・18、最大判昭和45・6・17）の趣旨に徴して明らかである」と判示している。したがって、公務員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及び敷地に管理権者の意思に反して立ち入ることは、それが政治的意見を記載したビラの配布という表現の自由の行使のためであっても許されず、当該立入り行為を刑法上の罪に問うことは、憲法第21条第1項に「違反するものではない」とする本肢は、判例の趣旨に照らし正しい。

分を下したことについて、同仮処分が検閲にあたるか否かが争われたが、最高裁（最大判昭和61・6・11）は、同仮処分は検閲にはあたらないが、「事前抑制」そのものであるから、厳格かつ明確な要件が必要であるとし、公職選挙の候補者に対する批判等の表現行為に関するものである場合には、一般に公共の利害に関する事項であり、その表現は私人の名誉権に優先する社会的価値を含むものであるから、原則として、事前差止めは認められないが、①表現内容が真実でなく、又はそれがもつばら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に事前差止めが認められると判示した。したがって、一定の記事を掲載した雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法第21条第2項前段が絶対的に禁止する「検閲に該当する」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

以上により、判例の趣旨に照らし誤っているものは、イ及びオであるから、3が正解となる。

第2問 正解▶ 4 難易度 ★☆☆

本問は、法定の手續の保障等に関する出題である。

ア 誤り。福岡県青少年保護育成条例事件において、最高裁（最大判昭和60・10・23）は、「本条例第10条第1項の規定にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。けだし、前記の「淫行」を広く青少年に対する性行為一般を指すものと解するときは、「淫らな」性行為を指す「淫行」の用語自体の意義に添わないばかりでなく、例えば婚約中の青少年又はこれに準ずる真摯な交際関係にある青少年との間で行われる性行為等、社会通念上およそ処罰の対象として考え難いものをも含むこととなって、その解釈は広きに失することが明らかであり、また、前記「淫行」を目して単に反倫理的あるいは不純な性行為と解するのでは、犯罪の構成要件として不明確であるとの批判を免れないのであって、前記の規定の文理から合理的に導き出され得る解釈の範囲内で、前叙のように限定して解するのを相当とする。このような解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にも適うものであり、「淫行」の意義を前記のように解釈するときは、同規定につき処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえないから、本件各規定が憲法第31条の規定に違反するものとはいえない」と判示している。したがって、本肢は、「何人も、青少年に対

し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない。」とし、その違反者に対して刑罰を科す条例について、「淫行」の意義を青少年に対する性行為一般をいうものと解釈している点が、判例の趣旨に照らし誤っている。

イ 正しい。第三者所有物没収事件において、最高裁（最大判昭和37・11・28）は、「第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何らの告知、弁解、防禦の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であって、憲法の容認しないところであるといわなければならない。けだし、憲法第29条第1項は、財産権はこれを侵してはならないと規定し、また、憲法第31条は、何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられないと規定しているが、前記第三者の所有物の没収は、被告人に対する付加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、所有物を没収せられる第三者についても、告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であって、これなくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科するに外ならないからである」としている。したがって、本肢は判例の趣旨に照らし正しい。

ウ 誤り。憲法第37条第2項は、「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。」と規定しているが、その趣旨は、無資力のため喚問を断念させることのないように公費負担とし、証人審問権を実質的に裏付けることにあるが、有罪判決を受けた場合に、喚問費用の負担を命ずることを禁ずるものではないとされている（最判昭和23・12・27）。したがって、本肢は、「刑の言渡しを受けた」被告人に訴訟費用としてその全部又は一部を負担させることも、憲法第37条第2項に「違反する」としている点が、判例の趣旨に照らし誤っている。

エ 正しい。高田事件において、判例（最大判昭和47・12・20）は、「憲法第37条第1項の保障する迅速な裁判を受ける権利は、憲法の保障する基本的な人権の1つであり、当該条項は、単に迅速な裁判を一般的に保障するために必要な立法上及び司法行政上の措置をとるべきことを要請するにとどまらず、さらに個々の刑事事件について、現実にその保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、これに対処すべき具体的規定がなくても、もはや当該被告人に対する手続の続行を許さず、その審理を打ち切るという非常救済手段がとられるべきことをも認めている趣旨の規定であると解する。…同項に反するとしてその審理を打ち切る方法については、現行法上明文の規定はないが、判決で免訴の言渡しをすべきである」と判示している。したがって、本肢は判例の趣旨に照らし正しい。

オ 誤り。行政手続への適用の可否につき、最高裁（最大判平成4・7・1）は、憲法第

31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではないとしている。したがって、憲法第31条の定める法定手続の保障は、刑事手続に関するものであるから、「行政手続は、同条による保障の枠外にある」とする本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。

以上により、判例の趣旨に照らし正しいものは、イ及びエであるから、4が正解となる。

第3問 正解▶ 4 難易度 ★☆☆

本問は、司法権の範囲・限界に関する出題である。

- ア 誤り。党員の除名処分の効力が問題となった共産党袴田事件において、判例（最判昭和63・12・20）は、「政党は、自立的規範を有し、党員に対し政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施したりするなどの自治権能を有する。政党の結社としての自主性にかんがみれば、その内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めがない限り尊重されるべきである。したがって、政党が組織の自立的運営として行った除名その他の処分の当否については、当該処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の裁判権は及ばない。また、当該処分の当否は、原則として当該政党の自律的に定めた規範に照らし、規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続にのっとり行われたか否かによって決すべきであり、審理もこの点に限られる」と判示している。したがって、政党が党員に対してした除名処分が「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるのか否か」に言及することなく、その有効性について裁判所が審理判断することは「許されない」と言い切っている本肢は、判例の趣旨に照らし誤っている。
- イ 正しい。大学における単位の授与（認定）行為に対する司法審査の可否につき、判例（最判昭和52・3・15、富山大学単位不認定事件）は、「一般市民社会の中であって、これとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないと解すべきところ、大学は、国公立であると私立であるとを問わず、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから、このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではない。単位の授与（認定）行為は、他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであって、裁判所の司法審査の対象には